

鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会「鳥取県立倉吉未来中心
舞台照明・舞台機構設備改修業務事業者選定委員会」運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会「鳥取県立倉吉未来中心舞台照明・舞台機構設備改修業務事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）に関し運営に必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 委員会は、鳥取県立倉吉未来中心舞台照明設備改修業務及び鳥取県立倉吉未来中心舞台機構設備改修業務に係る受託業者の選定に係る事項を調査審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員6名をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、任命の日から2021年3月31日までとする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長（委員長が定まる前にあつては委員会の庶務を行う所属の長）が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない、
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、鳥取県地域振興部文化政策課において行う。

附 則

この要綱は、平成31年3月25日から施行する。